「金融商品に関する会計基準」の一部改正について

－　会計上の「有価証券」の範囲について　－

1.　経緯

「金融商品に関する会計基準」53 項では、平成 11 年 1 月に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」Ⅲ－１を踏襲し、会計上の有価証券については、証券取引法上の有価証券＋α としている。

今後、証券取引法を改正することとなる金融商品取引法では、私法上の有価証券（2 条 1 項 10 号、12 号－14 号）以外の信託の受益権も広く「みなし有価証券」（2 条 2 項 1 号）としている。このため、現状の「金融商品に関する会計基準」のままでは、特金のような単独運用の金銭の信託や貸付金や不動産など金銭以外の信託の信託受益権も例外なく、「有価証券」となる。

しかしながら、これらについては、財務諸表の表示上（場合によっては、会計処理も含む。）、その内容を必ずしも示すことはならないため、適切ではないという意見がある。この点、特別目的会社・信託専門委員会における信託の会計処理の検討（次頁参照）では、異論はなかった[1]。

2.　進め方

今後の対応としては、「金融商品専門委員会」において、会計上の「有価証券」の範囲を適切なものとするように、「金融商品に関する会計基準」を改正することとしてはどうか[2]。

なお、金融商品取引法の施行までに対応できるよう、可及的に速やかに行うこととする。

以　上

---

[1] 金融商品専門委員会における金融商品の時価開示の議論の中でも、派生的な問題として、この取扱いの是非が話されたが、金融商品取引法から離れて、会計上の「有価証券」の範囲を適切なものとするという方向性について異論がなかった。

[2] 「金融商品会計に関する実務指針」に改正が及ぶ点については、日本公認会計士協会とも協議を行うことがある。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

(参考)第 122 回企業会計基準委員会（平成 19 年 2 月 2 日開催）審議事項（4）－1から抜粋

＜検討 8＞ 会計上、「有価証券」として取り扱う範囲

「金融商品に関する会計基準」53 項では、平成 11 年 1 月に企業会計審議会から公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」Ⅲ一 1 を踏襲し、会計上の有価証券については、証券取引法上の有価証券＋α としている。

「金融商品に関する会計基準」

53. 有価証券については、証券取引法に定義する有価証券以外のもので、証券取引法上の有価証券に類似し企業会計上有価証券として取り扱うことが適当と認められるものについても本会計基準を適用することが適当である。また、商品先物のような現物商品（コモディティ）に係るデリバティブ取引は、本来の金融商品とは異なる面を有するが、通常、差金決済により取引が行われることにより金融商品と類似する性格をもつと認められるものについては、本会計基準を適用することが適当である。

金融商品取引法では、私法上の有価証券（2 条 1 項 10 号、12 号－14 号）以外の信託の受益権も広く「みなし有価証券」(2 条 2 項 1 号）としている。このため、特金のような単独運用の金銭の信託や貸付金や不動産など金銭以外の信託の信託受益権も例外なく、「有価証券」となる。

金融商品取引法

2 条 1 項　この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう

（略）

十　　投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

十一　投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券発行信託の受益証券

十二　貸付信託の受益証券

（略）

十四　信託法（平成十八年法律第百八号）に規定する受益証券発行信託の受益証券

2 条 2 項　前項第一号から第十五号までに掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）及び同項第十八号に掲げる有価証券に表示されるべき権利並びに同項第十六号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券（同項第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）及び同項第十九号から第二十一号までに掲げる有価証券であつて内閣府令で定めるものに表示されるべき権利（以下この項及び次項において「有価証券表示権利」と総称する。）は、有価証券表示権利について当該権利を表示する当該有価証券が発行されていない場合においても、当該権利を当該有価証券とみなし、次に掲げる権利は、証券又は証書に表示されるべき権利以外の権利であつても有価証券とみなして、この法律の規定を適用する。

一　信託の受益権（前項第十号に規定する投資信託の受益証券に表示されるべきもの及び同項第十二号から第十四号までに掲げる有価証券に表示されるべきものを除く。）

会計上、「有価証券」の範囲を見直す必要があるかどうか（見直す場合には、金融商品会計基準を改正することとなる。)。

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。